

狂犬病予防注射のお知らせ



狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。生後91日以上の犬を飼っている家庭は必ず登録し、予防注射を受けさせてください。

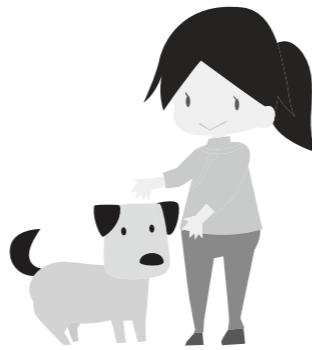
【日程】

	開催日	受付時間	場 所
第1回	4月26日(日)	9:00~12:00	西原町民体育館 (玄関前ピロティー内)
		13:30~16:30	西原町役場玄関前
第2回	5月24日(日)	9:00~12:00 13:00~16:00	西原町民体育館 (玄関前ピロティー内)
第3回	6月28日(日)	(12時から13時は昼休み のため、受け付けません)	西原町役場玄関前

※都合のよい日に注射を受けてください。

【注射を受けるときの注意事項】

- 1か月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかりと制驭できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- 予防接種後2、3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿は済ませてきてください。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてください。
- 首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。



【料金】

- ・予防注射 3,200円(注射済票交付のみの方は550円)
- ・新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は、1,600円)

【注意事項】

- ① 登録している方は予防注射のみの料金となります。また平成27年3月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの交付となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③ おつりのないようにご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

西原町行政手続条例が改正されました

西原町長が条例等に基づき行う処分、行政指導等の手続について定められている西原町行政手続条例が改正されましたので、お知らせします。

(主な改正点)

1. 「行政指導の中止等の求め」を新設

町民や事業者が法律または条例に違反する行為の是正を求める行政指導を受けたときに、当該行政指導が根拠法律等に定める要件に適合しないと思われるときは、申出書を提出して、その中止等の措置を求めることができるようになりました。

2. 「処分等の求め」を新設

町民が、法令に違反する事実を発見したときに、法令違反事実の是正のためにされるべき処分等がされていないと思われるときは、申出書を提出して、その処分等を求めることができるようになりました。

3. 行政指導の際の根拠等の明示

町の職員等が行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使する旨を示すときは、その根拠等を明示するよう義務付けられました。

行政手続に関することについてのご質問などがあれば、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 総務部総務課 行政係 ☎945-5011

避難行動要支援者名簿に登録しましょう!



● 避難行動要支援者名簿とは?

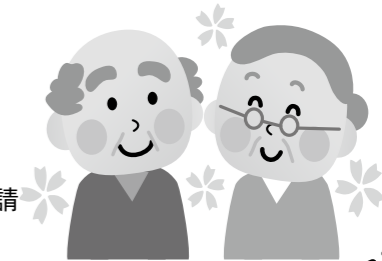
災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方(要配慮者)が、避難を支援していただく方(避難支援者)と一緒に登録し、災害のときに活用します。

※ 名称が「災害時要援護者台帳」から「避難行動要支援者名簿」に変わりました。

・対象者はおおむね次の方です。

- ① 身体障害手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①から⑤に該当しない方でも、災害時の避難に不安のある方は申請することで、避難行動要支援者として登録することができます。

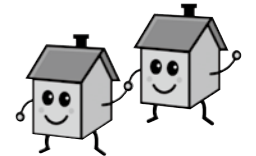


● 登録を希望する方は・・・

- ① 申込書の提出が必要です。
- ② 「避難支援者」を決めていただきます。

「避難支援者」とは、要配慮者の方の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援等をしていただく方をいいます。そのため、隣近所の方々をお願いするのが理想です。登録の際には「避難支援者」が必要となりますので、相談のあった場合はご協力をお願いします。

※ 避難支援者になったからといって、決して責任を伴うものではありません。日頃からよい近所付き合いを心がけていただき、できる範囲内での支援をお願いするものです。



※ 避難支援者を決定することが難しい場合は、福祉部こども福祉課や地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集については、以下のとおりです。ご注意ください。引き続き、ごみの減量化やリサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。



【ゴールデンウィーク期間中のごみ収集日程】

	4月29日 (水) 昭和の日	4月30日 (木)	5月1日 (金)	5月2日 (土)	5月3日 (日) 憲法記念日	5月4日 (月) みどりの日	5月5日 (火) こどもの日	5月6日 (水) 振替休日
もえるごみ		通常どおり	通常どおり			通常どおり	休 み	
もえないごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
危険ごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
粗大ごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
資源ごみ	休 み	通常どおり	通常どおり	休 み		休 み		休 み

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018